

令和5年土佐清水市議会定例会5月会議会議録

第1日（令和5年5月8日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事委託協定の変更について）

報告第2号 専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）

報告第3号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第4号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第5号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第30号 令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について

議案第31号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

1番 新谷英生君

2番 形岡弘士君

3番 弘田条君

4番 武政健三君

5番 山崎誠一君

6番 吉村政朗君

7番 作田喜秋君
9番 細川博史君
11番 浅尾公厚君
8番 岡本詠君
10番 前田晃君
12番 永野裕夫君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

#### 欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 早川 聡 君 局長補佐 坂本 久恵 君
議事係長 山本 卓己 君 主幹 久松 由衣 君
主事 藤井 裕廉 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

#### 出席要求による出席者

市長職務代理者 磯脇 堂三 君 会計管理者兼 井上 美樹 君  
副市長 会計課長  
税務課長兼 谷崎 清 君 企画財政課長 横山 英幸 君  
固定資産評価員  
総務課長（併） 東 直能 君 危機管理課長 吉永 敏之 君  
選挙管理委員会事務局長  
消 防 長 宮地 直道 君 健康推進課長 竹池 亮 君  
福祉事務所長 岡田 哲治 君 市民課長 岡田 旭生 君  
まちづくり対策課長 中尾 吉宏 君 観光商工課長 酒井 満 君  
農林水産課長兼 和泉 政彦 君 水道課長 山本 実 君  
農業委員会事務局長  
教 育 長 岡崎 哲也 君 こども未来課長 中津 恵子 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和5年土佐清水市議会定例会5月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

5月会議の審議期間につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって5月会議の審議期間は、本日1日と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番新谷英生君、2番形岡弘士君を指名いたします。

日程第3、市長提出、報告第1号「専決処分した事件の報告について(工事委託協定の変更について)」から報告第5号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」までの報告5件及び議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」から議案第33号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案4件、計9件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) おはようございます。

本日ここに、令和5年土佐清水市議会定例会5月会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月29日、道の駅「めじかの里土佐清水」がリニューアルオープンし、記念セレモニーを開催いたしました。平成11年に開設した同施設は、建物の老朽化のほか、直販スペースにおいては、建物の構造上、店内で擦れ違いができないことや商品が少ないこと、食堂においては、座席数が少なく、団体客に対応できないことなどが課題となっていたことから、国の地方創生拠点整備事業と県の産業振興推進総合支援事業の採択を受け、昨年4月以降、敷地内へ仮店舗を設置し、営業を継続しつつ、旧施設の解体、改築を進めてまいりました。

新施設は、高知県産の杉やヒノキを使った、木のぬくもりを感じる優しい空間の木造平屋建てで、全面ガラス張りの開放的な建物となっております。

このたびのリニューアルにより、施設の床面積は、これまでの約3倍の594平方メートルとなり、宗田節カフェやレストランを併設しました。これに伴い、課題となっていた飲食スペースの座席数は29席から62席へ増えるとともに、団体客や子供連れの皆様が利用しやすい小上がり席や授乳室も新たに設置しました。あわせて直販スペースを拡大したほか、周辺施設や観光等、情報発信機能の強化を図るために情報コーナーも一新しております。

オープニングイベントでは、三崎保育園の園児の皆さんによる元気な踊りとかわいい歌声に続き、マグロ解体ショーや大鍋によるめじかのつみれ汁の振る舞いなどが行われ、当日は雨にもかかわらず、終日、多くの方々に御来場いただき、大盛況の一日となりました。

また式典では、多くの御来賓の皆様の御臨席を賜り、お祝いのお言葉をいただきました。中でも、指定管理者である株式会社サクセスを通じ交流が始まった鳥取県日南町から中村町長にも御臨席を賜り、御祝辞をいただいたほか、道の駅にちなみ日野川の郷出荷者協議会にも出店していただき、日南町産のおいしいお米と土佐清水市の宗田節を使ったおにぎりや磯辺焼きの無料配布をはじめ、香りがよく、マツタケを超えるほどと言われる貴重なキノコを使った香茸おこわの販売等により、リニューアルオープンをともに祝っていただきました。

このたび、同じ指定管理者という御縁から、日南町と交流の機会を得ることができたことは大変うれしく思っております。今後におきましても、産業振興等の情報共有や地域の魅力発信を通じて、相互の道の駅がますます発展するよう、協力連携しながら末永い交流を深めてまいります。

道の駅めじかの里土佐清水は、本市の観光、物流の新しい拠点として、重要な施設の一つとして考えております。新たな施設では、地場産品を中心とした農産物や加工品の販売をはじめ、特産品の宗田節や鮮魚が味わえるレストランや宗田節を使った軽食を販売するカフェ、鮮魚コーナーなど、観光客だけでなく、地元住民の皆様にも愛され、活用していただける場として、朝市や物産展、鮮魚の解体ショーなどのイベントも定期的を開催するなど、指定管理者と連携しながら、本市全体の活性化にもつなげる取組を展開してまいります。

また、道の駅リニューアルオープン前日の4月28日には、足摺宇和海国立公園竜串エリア利用計画に基づき、官民が連携して竜串地区周辺の再整備に向け取組を進めていたぐるっと竜串ウエストパークもオープンしました。

当事業は、観光客の竜串地域全体の滞在時間延長と周遊を目的とし、高知県観光開発公社が閉館撤去したレスト竜串の跡地を活用した事業として、昨年10月から整備を進めてまいりました。公園の広さは約1ヘクタールで、土地の管理を高知県観光開発公社が行い、公園内にある大型遊具やドッグラン、公衆トイレなどの施設の管理運営は市が行うこととしております。

この、ぐるっと竜串ウエストパークの完成により、平成27年から実施してまいりました竜串地区再整備事業は終了することとなります。この間に整備された各施設が、相乗効果によりますます発展し、市全体の活性化につながることを期待するとともに、今後におきましても、本日から適用された新型コロナウイルス感染症の5類への引下げが、観光のみならず、本市産業全体の追い風となるよう取り組んでまいります。

それでは、提出いたしました各案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号から報告第5号までは、専決処分した事件の報告についてであります。

報告第1号につきましては、高知県と工事委託協定を締結し実施しております工事において、その事業費に変更が生じたことにより委託協定を変更することについて地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

報告第2号につきましては、土佐清水市債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、水道使用料の債権を令和5年3月31日付で放棄しましたので、これを報告するものでございます。

報告第3号から報告第5号までの3件につきましては、法改正等に伴う関連条例の改正について専決処分した報告でございます。

議案第30号は、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）といたしまして、地域のコミュニティ活動支援のための助成事業交付金1,000万円、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事業費1,670万1,000円、来年4月に統合を予定しております下ノ加江小学校、幡陽小学校の通学用スクールバス購入費1,300万円の計3,970万1,000円を補正するものでございます。

議案第31号につきましては、「土佐清水市立小・中学校統合実施プラン」の見直しによる名称変更に伴い、議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、土佐清水市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合に行う、同条例に規定する諮問を土佐清水市情報公開・個人情報保護審査会において取り扱うよう、条例を一部改正するものでございます。

議案第33号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について、令和4年度相当分の保険料で、令和5年4月以降に納期限が到来するものについて適用するため、土佐清水市介護保険条例を一部改正するものでございます。

以上をもちまして、議案提出に当たって、私からの説明を終わります。なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

2款1項7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業交付金は、地域のコミュニティ活動に必要な備品類の購入に対する交付金で、本年度は、布郷、大岐、津呂、竜串及び市街地地区の計5か所が事業採択を受けましたので、交付金として、計1,000万円を計上しております。財源につきましては、全額、自治総合センター交付金が充当されます。事業採択となった各地区において、早期に事業着手できるよう、本会議で補正計上するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費には、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、昨年に引き続き、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給する予算を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として23万円、11節役務費には、案内通知等の送料及び給付金の振込手数料として7万1,000円を計上し、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる児童数を328人と見込み、給付金として1,640万円を計上しております。

なお、本給付金につきましては、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯のほか、昨年、本給付金の支給対象となった低所得の子育て世帯等も支給対象となっております。財源につきましては、全額、国庫支出金が充当されます。今月中に給付金を支給できるよう、本会議で補正計上するものであります。

9款2項1目学校管理費、17節備品購入費1,300万円は、令和6年4月に下ノ加江及び幡陽小学校が清水小学校に統合となる予定であることから、スクールバス2台を購入する費用を計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金と過疎対策事業債を見込んでおります。早期に納車が完了できるよう、本会議で補正計上するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金、20款4項雑入、21款1項市債につきましては、歳出予算の財源といたしまして、補助率及び充当率に基づき計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、既定の地方債の借入限度額について変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,970万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は95億9,470万1,000円となります。

以上で、議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、報告第1号「専決処分した事件の報告について（工事委託協定の変更について）」から報告第5号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告5件及び議案第31号「議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第33号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件、計8件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 東 直能君登壇）

○総務課長（東 直能君） それでは、私のほうから、報告第1号から御説明申し上げます。何分にも初めてですので、お聞き苦しい点多々あるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号から説明させていただきます。

本報告につきましては、河川管理者であります高知県と合併施工に係る協定を締結し実施しております、下ノ加江川ほかインフラ関連河川改修工事、市道船場長野線大規模更新事業（下ノ加江橋架替）でございますが、における工事委託において、工事に係る事務費の調整に伴い、総事業費が1万3,000円、市負担額が7,887円それぞれ増額となりましたことから、工事委託協定変更の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月24日専決処分したことによる報告であります。

続きまして、報告第2号「専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）」。

本報告につきましては、水道使用料の債権放棄でありまして、債権の概要は、対象者は個人4人、対象期間として平成17年度から令和元年度、債権放棄総額17万1,662円であります。

令和5年3月20日開催の土佐清水市債権管理委員会において、土佐清水市債権管理条例第16条第1項第2号及び第3号並びに第5号に該当するとして債権放棄の決定がなされ、地方自治法第180条第1項及び土佐清水市債権管理条例第10条の規定により、令和5年3月31日専決処分したことによる報告であります。

続いて、報告第3号「専決した事件の報告について（土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」。

本報告につきましては、平成30年4月1日に本条例第3条に規定していた福祉ホームを定義していた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正され、同法の第5条第22項から同条第28項へ条項ずれが生じておりましたが、その当時に行うべき条例改正に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分にて条例の改正を行ったものを報告するものであります。

続きまして、報告第4号「専決した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」であります。

報告第4号につきましては、令和5年度税制改正に係る地方税法の改正及び地方税法施行令等の一部改正等に伴い、賦課徴収条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分にて条例の改正を行ったものを報告するものであります。

主な改正として、賦課徴収条例第34条の9から第47条の6にかけては、森林環境税の導入に伴う改正となります。この森林環境税は、令和6年度から課税され、個人を納税義務者とする国税で、税率は年額1,000円となります。

続いて、主な改正として、条例附則第10条の地方税法附則第64条の固定資産税等の課税標準の特例の読替規定に係る改正となります。具体的な内容として、令和2年4月から新型コロナウイルス感染症の影響下、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための固定資産税に係る特例措置が令和5年3月末をもって終了したことに伴い、条例中の該当箇所である地方税法附則第64条の箇所を削除するものです。

続いての主な改正として、条例附則第10条の3、地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する高経年マンションに対し、一定要件を満たす長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、工事完了の翌年度の建物に係る固定資産税額を減額措置する制度が創設されたことに係る改正であります。

続いて、主な改正として、軽自動車税に関するものとなります。条例附則第15条の2及び第15条の6に規定していた軽自動車税の環境性能割の消費税率引上げに伴う臨時的軽減措置は、新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年10月1日から15か月延長されておりましたが、法律改正に合わせ、当該規定を削除するものです。

また、附則第15条の2の2第4項、第16条の2第3項に規定する環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例については、一部メーカーによる燃費・排ガス試験不正に対し税制上の再発防止策として、不正により生じた納付不足額を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、現行の10%から35%に引き上げることとなり、これを税条例に反映させるものであります。

次に、軽自動車税の種別割の税率に関し規定する条例第82条の改正について御説明いたします。道路交通法改正に伴い、電動キックボード等に対する新たな車両区分として、特定小型原動機付自転車が創設されました。原動機付自転車のうち、最高速度が20キロメートル以下等のものを特定小型原動機付自転車と定義することとなり、軽自動車税の税率は2,000円です。新たな税率は令和6年度課税分より適用されます。

最後に、条例附則第16条の改正は、軽自動車税種別割のグリーン化特例延長についてであります。内容としては、燃費性能等の優れた自動車を新車で取得された翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能割に応じて軽減する特例、グリーン化特例の適用期限を3年間延長する改正です。なお、2分の1への軽減は、令和7年度取得分までを対象とし、4分の3への軽減は、令和6年度取得分までを対象としています。

その他は、条例第36条の3の2第2項の改正の給与所得の扶養親族等申告書の簡素化、条例附則第8条第1項の肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例等の改正が規定されております。

続いて、報告第5号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」であります。

報告第5号につきましては、令和5年度税制改正による地方税法の改正及び地方税法施行令等の一部改正等に伴い、土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分にて条例の改正を行ったものを報告するものであります。

主な改正内容としては、一つ目は、国民健康保険税の賦課限度額についての改正です。具体的には、国民健康保険税は一定の所得を超えた場合、幾ら所得が高くても税額は据え置かれることとなります。この賦課限度額は、政令に基づき条例で定めているもので、今回の改正では、医療分の基礎課税額は65万円で据え置き、後期高齢者医療支援金等課税額を20万円から

22万円に引き上げ、介護納付金課税額は17万円のまま据え置くものでございます。合計しますと102万円から104万円となり、2万円の引上げとなるものです。

次に二つ目として、現在、所得が一定基準以下の世帯に対して条例に基づき、均等割、平等割の保険税をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置がありますが、5割・2割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡大するものであります。5割軽減についてですが、現行の軽減判定所得の28万5,000円を29万円に引上げを行うものです。また、2割軽減についても同様に、52万円から53万5,000円に引上げを行うものでございます。7割軽減については、今回は改正はありません。

続いて、議案第31号「議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1項第4号に現在規定している小中学校統合実施プランに関することに関して、保育所・小学校統合実施プランを6月会議に上程する予定としております。中学校に関しては、現在、清水中学校1校であり、統合そのものが終了していることから、現行の小中学校実施プランに関することの中学校部分を削り、保育所を加えた、保育所・小学校統合実施プランに改正を行うものであります。

続いて、議案第32号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人情報保護法の改正に伴い、本市の個人情報保護条例を本年3月末をもって廃止して、新たに本年4月1日より、土佐清水市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しました。このことにより、個人情報保護制度の一元化がなされ、個人情報の取扱いは条例ではなく法に委ねられることとなったことにより、廃止された市個人情報保護条例等に規定されていた個人情報保護運営審議会が従来行ってきた役割が限定的なものとなっていることから、これを廃止し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合と限定をした上で、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問機能を一本化しました。この情報公開・個人情報保護審査会の権限を明確にするため、本条例にて、根拠となる個人情報保護に関する法律施行条例の規定を明記する改正を行ったものであります。

続いて、議案第33号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免措置については、令和4年度分で終了することとなりますが、令和5年3月に65歳の年齢に到達し、介護保険の第1号被保険者の資格を取得する方は、令和5年3月から第1号被保険者分の介護保険料が発生することとなり、この保険料は令和4年

度分であるため、減免措置の対象となります。この、令和5年3月に65歳年齢到達等で令和5年4月1日以降に納期限が定められる保険料の減免について、附則にて改正を行うものであります。

以上で、私からの説明は終了させていただきました。

○議長（細川博史君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第30号から議案第33号までは、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっております。この点、十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第30号から議案第33号までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、同委員会終了後、総務文教常任委員会を開催、その後、産業厚生常任委員会を開催いたしますので、委員会審査について、よろしくお願いたします。

この際、暫時休憩いたします。午後2時を目途に再開いたします。

午前10時34分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

（予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） 当委員会に付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、2款1項7目企画振興費について。

委員から、コミュニティ助成事業交付金については、今回5地区が対象となっているとのことだが、どの地区がどのようなものを購入する予定かとの質疑があり、執行部の説明によりますと、津呂地区、布郷地区、大岐地区、竜串地区と市街地地区の5地区になる。津呂地区につ

いては、宮太鼓の購入、布郷地区はみこしと祭りの浴衣の購入、大岐地区がカラオケや有線放送の一式工事、竜串地区がみこしと宮太鼓の購入、市街地地区はコミュニティセンターの照明機器、エアコン、テレビ、カーテン、カラオケの設備一式を購入予定となっているとの説明があり、了承いたしました。

歳出中、3款1項1目社会福祉総務費について。

委員から、子育て世帯生活支援特別給付金について、対象者328名分の該当要件はどの質疑があり、執行部の説明によりますと、該当要件は3種類あり、まず1つ目が、令和5年3月分の児童扶養手当受給者で5月11日に振込予定の157名。2つ目が、令和4年度、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金受給者138名。3つ目が、その他低所得の世帯で、令和5年度の住民税が決定される予定であるが、非課税と見込まれる33名分を予定しているとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（細川博史君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和5年土佐清水市議会定例会5月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告します。

議案第31号「議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、現行の条例では「小中学校統合実施に関すること」と規定されているが、中学校は1校しかなく、今後統合することはないため、議決が必要となる統合の対象から中学校を除外して、新たに保育所を加えることとして「小中学校統合実施プランに関すること」を「保育所・小学校統合実施プランに関すること」と条例改正するものであるとの説明がありました。

6月会議に提出する予定の保育所及び小学校の統合実施プラン案については、合意を得られている保育所及び小学校のみとしている。また、保護者の合意が得られている下ノ加江保育所、下ノ加江小学校、幡陽小学校については、地域での説明会も実施をしている。

もう1年継続協議することとなった下川口小学校、合意が得られなかった足摺岬保育所、足摺岬小学校については、統合プランからは除外することとなっている。

委員からは、学校の統合については、保護者の意見を十分尊重しながら、継続してやっていただきたいという意見があり、執行部からは、保護者の不安がないよう話を聞き進めており、

今後も引き続き保護者や地域の声を聞きながら取り組んでいくとの説明があり、了承いたしました。

議案第32号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、1件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれの原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 次に、産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 産業厚生常任委員会審査結果の経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和5年土佐清水市議会定例会5月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第33号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、令和2年度より行われた、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した65歳以上の第1号被保険者に対して減免を行った場合の財政措置が、令和4年度までで終了することとなった。令和5年3月に年齢到達等で、令和4年度分以前の保険料が令和5年4月1日以降の納期限で設定されている分については、令和5年度の特別調整交付金で財政措置が行われるため、減免を実施するために条例の附則に規定していた減免の対象期間について、その内容を追記するものとの説明がありました。

委員から、本市での減免対象者は何人ぐらいを見込んでいるのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、資格取得以外で3月に転入してきた方の中には対象者はおらず、令和5年3月に65歳になられた方27名が対象者と見込んでいるとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上のとおり報告させていただきます。

○議長（細川博史君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります

議案第30号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から同意案第1号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) ただいま、御提案いたしました同意案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

令和元年12月17日から同委員として御尽力を賜っておりました野村仁美氏の任期が、令和4月12月16日をもって満了となっておりましたが、選任手続の遺漏により、委員1名が欠員の状態であることが判明しました。つきましては、野村仁美氏を同委員として任命いたしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第1号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第1号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) お疲れさまでございました。散会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

5月会議で御提案いたしました議案につきまして、全て適切なる御決定を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しい中、長時間にわたり熱心な御審議をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が本日5月8日より、感染症法の位置づけが2類から5類へと変更されました。これに伴い、これまでの行動制限などの取扱いが大きく変わることとなります。コロナ禍の約3年間で大きくダメージを受けた経済の回復を着実に進めなくてはなりません。しかしながら、2類から5類に変更されたからといってコロナがなくなるわけではございません。現在は、第8波がほぼ収束し、感染者数も少なくなっていますが、専門家の中には、今年の夏頃には第8波を超える第9波が来るのではないかと警告されています。市としましては、緊張感を持ちながら日常生活への回帰と経済活動の両立を図ってまいりますので、これまで同様、議員各位、市民の皆様方に御理解と御協力をお願い申し上げます。散会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長(細川博史君) これをもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会5月会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 2時23分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員